

小川町告示第 9 6 号

小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）公告

大塚地内 小川公共下水道 1-5 分区 26-1 号枝線工事に伴う配水管布設替工事ほか 1 件について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 7 月 8 日

小川町長 島 田 康 弘

記

1 入札対象工事

(1) 入札対象工事— 1

- ア 工 事 名 大塚地内 小川公共下水道 1-5 分区 26-1 号枝線工事に伴う
配水管布設替工事
- イ 工事場所 比企郡小川町大字 大塚 地内
- ウ 工事期間 契約確定の日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- エ 工事概要 工事延長 L=502.9m
配水管布設替工
HPPE 布設 φ75 L=295.8m φ50 L=30.9m、
仕切弁設置 φ75 N=6 φ50 N=2、空気弁設置 φ25 N=1
配水管更新工
HPPE 布設 φ75 L=112.5m、仕切弁設置 φ75 N=3、
地下式消火栓設置 N=1
配水管新設工
HPPE 布設 φ75 L=46.7m、仕切弁設置 φ75 N=1、
鋼管布設 SUS80A L=10.5m、 空気弁設置 φ25 N=1
給水管切替工 一式

配・給水管仮設工 一式

(2) 入札対象工事—2

ア 工事名 増尾地内 町道 209 号線他配水管更新工事

イ 工事場所 比企郡小川町大字 増尾 地内

ウ 工事期間 契約確定の日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

エ 工事概要 工事延長 L=204.42m

配水管布設工

DCIP-GX 布設工 $\phi 200$ L=191.33m $\phi 100$ L=0.82m $\phi 75$ L=5.00m

仕切弁設置工 $\phi 200$ 3 基 $\phi 75$ 2 基 地下式消火栓設置工 1 基

仮設工

レンタル管布設工 150A L=180.50m 80A L=10.80m 50A L=10.20m

仮設消火栓設置工 1 基 仮設バルブ設置工 150A 1 基 80A 2 基

仮設取出し短管設置工 150A 5 基 80A 3 基

給水管切替工

サドル分水栓建込工 DCIP $\phi 200 \times 20$ N=8 箇所

2 入札手続きの方法等

本件入札は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システムという。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は当該方法による。

3 入札書の提出期間及び開札日時

(1) 入札書の提出期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 午前 9 時から

令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 4 時まで

(2) 開札日時

入札対象工事—1 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 午前 8 時 3 0 分

入札対象工事—2 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 午前 9 時 0 0 分

4 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 形態 単体企業

(2) 登録業種等

ア 令和7・8年度小川町指名参加業者名簿に対象工事に対応する業種（土木工事業の土木一式工事）で登録されている者。

イ 東松山県土整備事務所管内に本店もしくは代理権を有する営業所等（代表者から入札及び契約等に関する権限について委任を受けた代理人を置く営業所をいう。）を有する者。

ウ 下請負代金の総額が5,000万円（建築工事業である場合には8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 配置する技術者

ア 主任技術者または監理技術者の資格を有する者をこの工事に適切に配置できること。ただし、請負代金額が4,500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置できること。

イ 入札申込日以前の3か月前から恒久的に雇用している者。（事後審査書類提出時に健康保険証の写し等により確認）

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

オ 本工事は「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」の対象とする。

(4) 現場代理人

本工事は下記のいずれかの場合に「現場代理人に関する常駐規定の緩和基準」の「兼務を認める工事」の対象とする。

ア 当初請負契約額が4,500万円未満の工事の場合

イ 当初請負契約額が4,500万円以上の工事は「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」により主任技術者の兼務が認められる場合

(5) 実績等

有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が、800点以上の者。ただし、小川町内に営業所等を有する者は650点以上の者。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する。

イ この案件の公告日から入札日までの期間に小川町指名停止等措置要綱及び小川町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

(7) 社会保険等

公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(8) 電子証明について

電子入札システムを利用して行う入札のため、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。ただし、小川町が紙による入札を認めた場合はこの限りではない。

5 競争参加資格確認申請書の提出

(1) 配布日

令和8年7月8日（水） 午前9時から

(2) 申請締切日

令和8年7月24日（金） 午後4時まで

入札参加を希望する者は、上に示す期間内にシステムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき「紙入札方式参加申請書」（様式1）を、競争参加資格確認申請書の申請締切日までに町に紙媒体で提出して承認を得ること。

6 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書、及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は次のとおり、質問書を電子メールにより提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和8年7月8日（水） 午前9時から

令和8年7月15日（水） 午後3時まで

(2) 提出方法

電子メールによる。電子メールアドレス ogawa115@town.saitama-ogawa.lg.jp

質問を電子メールで提出した際は、到達確認の電話を必ず上下水道課水道施設担当へすること。

(3) 質問に対する回答

ア 掲示場所

質問に対する回答はシステムに掲示する。

イ 掲示日

令和8年7月17日（金）午後3時

ウ 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札保証金

小川町契約規則（昭和39年規則第1号）第7条第1項第3号の規定により免除する。

10 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。）

11 一抜け方式による入札

この公告に係る入札は入札対象工事－１から２の順に「一抜け方式」により実施する。一つの工事について、落札候補者となった者は、その後開札される他の工事の入札の資格を失う。また、落札候補者のした入札が無効又は落札候補者が失格したことにより、次に低い価格の入札者が落札候補者に繰り上がる場合において、その時点で、既に他の工事の落札候補者となっている者の入札を無効とする。

1.2 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が１者であっても入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は２回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札の辞退は、小川町公共工事等電子入札運用基準に基づき、原則としてシステムにより行うものとする。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 一抜け方式における入札の不調、不落等の取り扱い

一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、

落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告によって後日行うことがある。この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札の落札者になることができない。なお、後日行う入札においては、上記を公告に記載する。

(8) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムのくじにより落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (5) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (7) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (8) 紙入札とした場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札

ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

カ 他者の代理を兼ねた者がした入札

キ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 4 入札参加資格の有無の確認

開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日の翌日から起算して、2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

また、落札者決定までの日数を短縮するため入札対象工事－2の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札した工事の落札者を決定する前から行う。ただし、入札対象工事－1が再入札になるなどして、落札候補者が決まらない場合、入札対象工事－2の入札参加資格審査が遅れる場合がある。

1 5 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、電話及び通知書により連絡及び通知する。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知には、契約保証金の納付について示す。
- (3) 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

1 6 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じて、小川町は一切の責任を負わない。

1 7 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に小川町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないとき

の契約保証金は、町に帰属するものとする。

1 8 支払条件

(1) 前金払

する。(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。)

(2) 中間前金払

する。(その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。)

(3) 部分払

しない。

1 9 その他

(1) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に適切に配置すること。ただし、請負代金額が4,500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置すること。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(4) 現在公告中の「小川公共下水道1-5分区26-1号枝線工事」の入札が不調になった場合は、入札対象工事1の「大塚地内 小川公共下水道1-5分区26-1号枝線工事に伴う配水管布設替工事」の入札を執行しないものとする。ただし、この場合、入札対象工事2の「増尾地内 町道209号線他配水管更新工事」は通常入札に切り替えて執行するものとする。

(5) 入札対象工事1は、小川町建設工事における週休2日制モデル工事（現場閉所型）の試行対象工事である。

2 0 問い合わせ

(1) 入札、契約等に関する問い合わせ

小川町 政策推進課 政策推進グループ 管財契約担当

電話番号 0493-72-1221 (内線) 225

(2) 設計書等の内容に関する問い合わせ

小川町 上下水道課 水道グループ 水道施設担当

電話番号 0493-72-1221 (内線) 184